4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

6．たな卸資産の評価基準及び評価方法

出版物

個別法による低価法を採用しております。

7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

海外研究連絡センターにおいて期末日に保有する外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％で計算しております。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

1．区分経理関係

独立行政法人日本学術振興会法第19条に基づき、同法第15条で定められる当法人の業務のうち、同法第18条第１項に規定する業務（学術研究助成業務）について特別な勘定を設けて経理しております（学術研究助成業務勘定）。

同法15条の第１号から第９号に掲げられる業務のうち、上記業務を除いた業務は一般勘定で経理されております。

2．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　707,868,000円

⑵　次期の運営費交付金から充当されるべき引当外賞与見積額　81,030,352円

⑶　次期の学術研究助成基金補助金から充当されるべき引当外賞与見積額　4,497,394円

3．キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金	67,019,338,618円
資金期末残高	67,019,338,618円

4．行政サービス実施コスト計算書関係

⑴　引当外退職給付増加見積額155,862,869円のうち46,965,369円については国及び国立大学法人からの出向職員に係るものであります。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％で計算しております。

5．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人が保有する有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債及び譲渡性預金のみを保有しており、株式等は保有しておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	67,019,338,618	67,019,338,618	0
⑵　未収金	3,035,095,638	3,035,095,638	0
⑶　有価証券及び投資有価証券	19,499,611,988	19,502,010,900	2,398,912
満期保有目的債券	19,499,611,988	19,502,010,900	2,398,912
⑷　未払金	(5,043,257,995)	(5,043,257,995)	(0)

注）負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券

満期保有目的債券は、取引所から提示された価格によっております。

満期保有目的債券のうち譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6．賃貸等不動産関係

当法人は、時価等を開示すべき賃貸等不動産を保有しておりません。

7．資産除去債務

当法人においては、賃貸借契約に基づき使用する本部事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、現在、事務室移転等の計画はありません。

今後、不要となる事務・事業に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、当該事務・事業の変更に関する当法人の意思決定は、主務省庁の総合的判断を前提に行われることから、その時期及び範囲については現在未確定であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性ないし当法人が負担する除去費用の金額及びその発生確率を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。